

和光市公開型都市計画支援システム導入業務委託 特記仕様書

第1章 総則

1. 1 適用

本仕様書（以下、「仕様書」という）は、和光市（以下、「発注者」という）が発注する「公開型都市計画支援システム構築業務」（以下、「本業務」という）に適用するものとする。

1. 2 目的

本業務は、地域住民等が来庁せずに必要な都市計画等の図面情報を確認できる公開型 GIS を構築し、インターネット上で閲覧・検索できるようにすることで、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

1. 3 業務概要

本業務の業務概要は、以下の通りとする。

- (1) 公開型 GIS 構築
- (2) 庁内編集用ツール構築
- (3) 地図情報整備

1. 4 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 地理空間情報活用推進基本法（平成 19 年法律第 63 号）
- (2) 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）
- (3) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (4) 都市計画法
- (5) 国土交通省公共測量作業規程（平成 28 年 3 月 31 日国土地第 190 号）
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (7) 地理空間情報活用推進基本計画（平成 29 年 3 月国土地理院）
- (8) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（平成 26 年 4 月国土地理院）
- (9) 和光市個人情報保護条例
- (10) 和光市会計規則（平成 14 年 1 月 22 日規則第 5 号）
- (11) 和光市契約規則（昭和 44 年 9 月 25 日規則第 17 号）
- (12) その他の関係法令及び通達、条例・例規並びに諸規則等

1. 5 作業計画

本業務の実施に先立ち受注者は、以下の書類を発注者に提出し承認を受けるものとする。また、その内容を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 現場代理人及び主任技術者届、経歴書、雇用を証する書類
- (3) 業務工程表
- (4) 作業実施計画書
- (5) 各種認証取得証明書

(6) その他発注者が指示する関係書類

1. 6 業務実施体制

本業務の実施にあたり、受注者は、以下の要件を満たす技術者を配置するものとし、技術者ごとに、業務経歴書、資格証の写し、雇用関係を証する書類を提出すること。

- (1) 管理技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うために必要な能力及び経験を有している者で、過去5年以内に、国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体に対し、公開型 GIS 構築業務の業務実績を1件以上有すること。また、担当技術者についても同等の業務実績を有していること。
- (2) 照査技術者は、公益社団法人日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者又は情報処理技術者（レベル4）の資格を有すること。
- (3) 担当技術者は、測量法第49条により登録された測量士の資格を有する者を配置すること。
- (4) 管理技術者及び担当技術者は、照査技術者を兼ねることはできない。
- (5) 運用時もシステム更新時と同様の体制を基本とするが、人員の変更がある場合は、上記要件に基づいて再編成し、発注者の承認を得るものとする。

1. 7 プロジェクト管理

受注者は、本業務の円滑な履行のため、以下の内容に基づいて、適切な業務管理を行うものとする。

- (1) 実施計画書の作成
- (2) 打合せ協議（実施計画書に予定時期及び協議事項概要を明記すること）及び打合せ記録簿の作成・共有
- (3) 進捗管理、定期的な進捗報告
- (4) 課題管理表による課題・リスク管理
- (5) 貸与資料リスト（貸与希望時期及び授受方法を明記すること）による貸与資料管理

1. 8 品質管理及び情報の保護

受注者は、本業務において発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。そのため、企業としてのセキュリティ管理システムが十分に確立されていることを証明しなければならないものとする。具体的には、情報保護及び品質管理の観点から、受注者の支店等契約機関及び作業担当部署等においては、以下の承認・認証を受けていることを条件とし、受注者は契約時にこれらを証明する書類を提出するものとする。

- (1) ISO9001（品質マネジメントシステム）
- (2) ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又は ISO/IEC27017（クラウドセキュリティ）
- (3) JISQ15001（プライバシーマーク認証）

1. 9 機密保持

受注者は、本業務で知り得た事項を発注者の承認を得ずに他に漏らしてはならない。また、この取り扱いは、契約期間の満了又は解約により契約が終了した後も同様とする。

1. 1 0 損賠賠償

受注者は、本業務実施中に、発注者及び第三者に損害を与えた場合、必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に状況を報告するものとし、損害補償等があった場合には、受託者において一切の処理を行うものとする。

1. 1 1 契約不適合責任

本業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、発注者の必要と認める修正、補正及びその他必要な作業は受注者の負担で行うものとする。

1. 1 2 権利の帰属

本業務による成果品の著作権及び所有権は、システムの整備及び構築において使用する市販ソフトウェアの著作権（受注者保有のパッケージソフトウェアの著作権を含む。）を除き、全て発注者に帰属するものとする。

1. 1 3 疑義

本仕様書に記載のない事項、業務内容の変更等の疑義が生じた場合は、発注者と受注者はその都度協議して決める。

1. 1 4 再委託

本事業の全部を第三者に再委託してはならない。また、本事業の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者へ書面により報告し、発注者の承認を得ること。

1. 1 5 事業期間

本業務の事業委託期間は以下のとおりとする。

- (1) システム導入期間 契約日から令和9年2月28日まで
- (2) システム運用期間 令和9年3月1日から令和9年3月31日まで

第2章 公開型 GIS・庁内編集用ツール構築

2. 1 システム基本要件

2. 1. 1 共通要件

- (1) デジタル庁が提供するデジタル地方創生モデル仕様（公開型 GIS）に準拠していることとし、機能要件の詳細は、別紙1「公開型 GIS モデル仕様書」のとおりとする。
- (2) 提案するサービスが、デジタル庁の「デジタル地方創生サービスカタログ」に登録されていること。
- (3) ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又は ISO/IEC27017（クラウドセキュリティ）に準拠するシステムとする。

- (4) 一般財団法人 全国地域情報化推進協会 (APPLIC) が定義する地域情報プラットフォームの準拠登録製品とする。
- (5) 利用者にとって簡便で分かりやすい操作体系と機能の配置により、マニュアルに頼らなくても利用可能なインターフェイスを有するものとする。
- (6) 利用に際しては、プラグイン等の特別なソフトのダウンロードや、JAVA アプレット、等のインストールが不要なものとする。
- (7) 利用期間中は、随時ソフトウェアのバージョンアップを行い、最新版を提供するものとする。
- (8) システムの構築、運用および保守作業の全てを、受注者の管理下において直接行うものとする。

2. 1. 2 公開型 GIS 個別要件

公開型 GIS として構築するシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) システム形態 インターネットクラウド (ASP) 方式
- (2) ライセンス数 アクセス制限なし
- (3) 利用環境

パソコン向けのほかに、スマートフォン向けシステムも提供できるものとする。

インターネット接続環境下でブラウザのみで動作するものとし、以下の環境において動作を保証するとともに、運用期間中に公開される OS 及び各種ブラウザの最新バージョンに対して、追加費用なしで利用可能となるよう、速やかに対応できるものとする。

① パソコン向け

- ・OS Microsoft Windows11 以降、MacOS10 以降
- ・ブラウザ Edge、GoogleChrome、Safari

② スマートフォン向け

- ・OS iOS14 以降、Android11 以降
- ・ブラウザ GoogleChrome、Safari 等、対象 OS の標準ブラウザ

また、タブレット型の一般的な機種についても、接続された機種を自動判読することで、適切な画面サイズに合わせてレイアウトを調整し地図等を表示することができるものとする。

2. 1. 3 庁内編集用ツール個別要件

庁内編集用ツールとして構築するシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) システム形態 インターネットクラウド (ASP) 方式
又は LGWAN クラウド (LGWAN-ASP) 方式
- (2) ライセンス数 4 ライセンス
- (3) 利用環境
 - ・OS Microsoft Windows11
 - ・CPU Intel Core i5、1.30GHz 相当
 - ・メモリ 8.0GB 以上
 - ・ブラウザ Microsoft Edge
 - ・LGWAN 接続系ネットワーク帯域 10Mbps

- (4) 機能要件は、別紙2「庁内編集ツール機能表（システム管理者機能）」のとおりとする。

2. 1. 4 データ要件

システムで運用するデータについて、準拠する座標系は以下のとおりとし、システムへのデータ登録時に統一を図るものとする。

- (1) 準拠する測地系 世界測地系 2011
- (2) 水平位置の座標系 平面直角座標系第IX系

2. 1. 5 データセンター要件

- (1) 地震、風水害などの自然災害に対応できる、耐震・耐火構造を備え十分にセキュリティが確保された、データセンター内でシステムを運用すること。
- (2) 断層から離れ、地震の影響や液状化のリスクが低く水害の可能性も低い安定した地盤の上に立地すること。
- (3) 生体認証や監視カメラの設置等、厳重な入退室管理を行うこと。
- (4) システム稼働状況はリアルタイムで監視すること。
- (5) 第三者による不正アクセスやウイルス対策などに万全を期すこと。
- (6) 通信回線についてはマルチキャリアに対応するものとし、障害時に備えてバックアップ回線を用意すること。
- (7) システムを構成するサーバは、冗長構成とすること。
- (8) システムを構成する全てのネットワーク機器は冗長構成とすること。
- (9) 電源供給は2系統確保するとともに、自家発電装置を設置すること。
- (10) ISMS 認証取得を行っていること。

2. 2 環境構築

2. 2. 1 公開型 GIS 構築

(1) 環境構築

データセンター及びテストサイト（検証環境）へ発注者専用の環境を構築し、以下の設定を行うとともに、公開型 GIS 専用のポータルサイトを構築すること。ポータルサイトはウェブアクセシビリティ（高齢者や障害者など制約のある方でも利用できる）に配慮したサイトを構築するなど、発注者とデザインを調整のうえ、設計すること。発注者の要望に応じて設定が可能な項目（サイトデザイン等）については、事前に確認・調整の上設定するものとする。設定後、結果を確認・検証したことを示す品質検査結果報告書を作成し、提出すること。

- ① サイト名称及び URL の設定
- ② サイトデザインの設定
- ③ 公開レイヤ・マップ設定
- ④ 利用規約文の設定

(2) データ登録

導入段階で登録する地図情報は、別紙3「登録データ一覧」に記載のとおりとする。
また、住居表示や地番による位置検索が行えるよう、検索テーブル等の必要な設定を行

うものとする。

背景図は、本業務で整備する数値地形図とする。

(3) 仮運用

本運用前に仮運用期間を設け、障害事項・要望事項を整理した上で、カスタマイズやデータ加工を要さない範囲で、必要な調整を行うものとする。

(4) 窓口端末等調達

公開型 GIS を表示・閲覧が可能なタブレット端末を 1 台選定し、盗難対策（盗難防止チェーン等）を付したうえで、スタンドを用いて窓口に設置するものとする。窓口端末等は以下の要件を満たすものを選定し、事前に発注者の承認を得たうえで調達を行うものとする。

① 窓口端末の仕様

- ・ディスプレイ 13 インチ以上、タッチパネル対応
- ・メモリ 4GB 以上
- ・Wi-Fi、有線 LAN によるインターネット接続ができること
- ・盗難対策通し穴があること（盗難防止チェーン等）

② その他窓口に用意するもの

- ・盗難対策用品（盗難防止チェーン等）
- ・窓口端末のスタンド
- ・有線 LAN アダプター

合わせて、地域住民等が来庁した際に、地域住民等が保有するタブレット端末等を用いて、本業務で導入するシステムを利用できるように、窓口 QR コード読み取りスタンド（公開型 GIS の URL を二次元バーコード化したものが表示された、アクリルスタンド等を用いた案内板）を設置する。

2. 2. 2 庁内編集用ツール構築

(1) 環境構築

データセンター及びテストサイト（検証環境）へ発注者専用の環境を構築し、以下の設定を行うこと。設定後、結果を確認・検証したことを示す品質検査結果報告書を作成し、提出すること。

- ① ユーザ・グループ設定
- ② ユーザ権限設定
- ③ レイヤ・マップ・プロジェクト設定
- ④ 印刷レイアウト設定
- ⑤ 検索テーブル設定

(2) データ登録

導入段階で登録する地図情報は、別紙 3 「登録データ一覧」に記載のとおりとする。

また、住居表示や地番による位置検索が行えるよう、検索テーブル等の必要な設定を行うものとする。

背景図は、本業務で整備する数値地形図とする。

(3) 操作研修

運用に先立ち、管理者向け及び一般職員向けの操作研修を実施する。管理者向けに 1 回

程度、一般職員向けには受講希望者の人数に応じて発注者の提示した回数の研修を行うこと。詳細な時期、内容等については、協議の上決定するものとする。

2. 3 システム運用

2. 3. 1 運用保守基本要件

システム運用段階における、運用保守要件は以下のとおりとする。

- (1) 運用期間中、安定的に使用可能な状態を維持するものとし、24 時間 365 日サービス提供を行うものとする。
- (2) サービスレベルは、SLA（サービスレベル合意書：Service Level Agreement）で規定し、SLA で示す内容・書式にて、運用状況について毎月定期報告を行うこと。
- (3) システム専用の問合せ窓口（ヘルプデスク）を設置すること。運用時間帯は、平日（土日・祝日、年末年始を除く）8：30 から 18：00 までとする。
- (4) 公開型 GIS のアクセス状況を集計・整理し、アクセスログ報告書として、毎月 1 回メールで報告するものとする。
- (5) 操作マニュアルを整備・提供するものとする。庁内編集用ツールについては、管理者権限を有する管理者向けマニュアルと、一般職員向けのマニュアルを用意すること。
- (6) サービス終了時・契約満了時は、搭載した GIS データを含め発注者の情報管理権限を有する全情報については、汎用的なフォーマット（Shape 形式、csv 形式等）にて出力し、データ定義書（図形種別、表現、属性項目等）とあわせて発注者に提出するものとする。
- (7) 運用保守業務終了時に業務完了報告書を提出し、発注者の承認を受けること。その際、利用者やアクセス実績に関する統計集計、情報セキュリティ対策における実績及び、システム停止実績等を記載した運用実績報告書を添付すること。

2. 3. 2 データ更新

登録・運用する地図データについて、データが更新され、発注者より更新データの提供があった場合、適宜更新を行うものとする。詳細は別紙 3「登録データ一覧」のとおりとする。

第 3 章 地図情報整備

3. 1 数値地形図作成

GIS の基盤地図として、公共測量作業規程に則り、課税課所有の既存航空写真（地上解像度：8 cm）を用いて、和光市全域の最新の数値地形図を作成する。業務内容は下記とする。

- (1) 数値地形図作成
- (2) 縮小図データの作成

3. 1. 1 予察

- (1) 貸与されたオルソ写真画像と既存図面との重ね合わせを行い、それぞれを対比して経年変化部の抽出を行うものとする。
- (2) 既存資料の精度・整合性について点検するとともに、抽出した経年変化部について空中写真上に修正対象箇所を表示した出力図を作成し、修正対象箇所の漏れがないか確認のうえ、修正量を集計した一覧表とともに発注者に提出するものとする。

3. 1. 2 現地調査

- (1) 予察結果に基づき、修正データを作成するために必要な各種表現事項、名称等の情報について現地調査を実施するものとする。
- (2) 空中写真で判読困難又は判読不能な事項、撮影後の変化状況、図式の適用上必要な事項、注記に必要な事項及び境界その他必要な事項について調査し、その結果を修正データ出力図等に記録し、数値図化及び数値編集に必要な資料を作成する。

3. 1. 3 修正数値図化

- (1) 予察結果により抽出された経年変化修正箇所について、貸与された写真画像データ等を使用し、デジタルステレオ図化機により修正データを取得するものとする。
- (2) 修正データは、旧データファイルとの整合性を図り、座標一致で取得する。
- (3) 陰影、ハレーション等の障害により判読困難な部分又は図化が不可能な部分については、その箇所を描写し、現地補測において補完するものとする。
- (4) 同一地形、地物に過年による位置誤差が生じた場合の調整方法については、発注者と協議の上決定するものとする。

3. 1. 4 修正数値編集

- (1) 修正数値編集は、既存数値地形図データに新たに取得した修正データの加除訂正を行い、編集済データを作成するものとする。
- (2) 既存数値地形図データと修正データの整合性を図り、接合点では座標値を一致させるものとする。

3. 1. 5 数値地形図データファイルの作成・更新

編集済数値地形図データから数値地形図データファイル（地図情報レベル 2,500）を作成し、電磁的記録媒体に記録するものとする。

3. 1. 6 地図編集・縮小図作成

本業務で作成した数値地形図データをもとに、次の編集処理を行うものとする。

(1) 縮尺 1:10,000 縮小図作成

数値地形図データ（レベル 2,500）より合成・注記編纂処理を行い、1:10,000 縮小図データを作成する。

3. 1. 7 検査・修正

- (1) 数値地形図データファイルの更新又は作成前に、発注者に数値地形図データ出力図、予察図、現地調査結果の資料を提出し、検査を受けるものとする。

- (2) 検査の手法、期間等については、本市の指示に従うものとし、検査の結果、不備等が発見された場合、受注者は速やかに修正を行うものとする。
- (3) 検査終了後であっても、成果品に誤りがあった場合は、直ちにその誤りを訂正し、発注者の承認を得なければならない。なお、それにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。

3. 1. 8 地図印刷データの作成

作成した数値地形図データファイルをもとに、図郭ごとに図式処理を行い、整飾データを付加し、プロッターにて印刷可能な、1/2,500、1/10,000 白図の製版用データ(PDF 形式、EPS 形式)を作成するものとする。

3. 2 都市計画決定データ作成

都市計画基本図の更新に伴い、既存の都市計画決定データの境界根拠となる地形地物の変化に対し関係する境界線を確認し、計画線および境界線の修正を行うものとする。修正箇所については校正図面を作成し、発注者と協議を行い、最終的な形状を確定させるものとする。また、作成したデータについて、データベース定義書の作成を行う。データ定義はシステム要件に合致するものとし、作成した定義書は発注者の承認を得るものとする。なお、本業務工期内に都市計画決定された事項についても、本業務内で修正作業を実施するものとする。

3. 3 景観レイヤの作成

用途地域レイヤをもとに、景観計画区域レイヤを新規作成するものとする。既存図形を活用して区域を設定するものとし、対象区域や属性情報等の詳細は、発注者の指示によるものとする。詳細は別紙3「登録データ一覧」のとおりとする。

第4章 成果品

4. 1 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 公開型 GIS・庁内編集用ツール構築

- | | |
|-----------------------|-----|
| ① 公開型 GIS サービス環境 | 1 式 |
| ② 庁内編集用ツール利用ライセンス | 1 式 |
| ③ 住居表示検索用データ利用ライセンス | 1 式 |
| ④ 品質検査結果報告書 | 1 式 |
| ⑤ タブレット端末 | 1 台 |
| ⑥ タブレット端末を設置するためのスタンド | 1 台 |
| ⑦ 盗難対策用品（盗難防止チェーン等） | 1 式 |
| ⑧ 有線 LAN アダプター | 1 式 |
| ⑨ 窓口 QR コード読み取りスタンド | 1 台 |

(2) 公開型 GIS・庁内編集用ツール運用

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 運用保守報告書類（SLA 報告書、アクセス集計等） | 1 式 |
|-----------------------------|-----|

(3) 地図情報整備

①	数値地形図データファイル	レベル 2,500 (DM、Shape 形式)	1 式
②	数値地形図データファイル	レベル 10,000 (DM、Shape 形式)	1 式
③	精度管理表		1 式
④	製品仕様書		1 式
⑤	メタデータ (XML 形式)		1 式
⑥	品質評価報告書		1 式
⑦	公共測量申請及び報告手続き関係書類、検定証明書		1 式
⑧	白図印刷図データ (PDF、EPS 形式)		1 式
⑨	都市計画決定データ (Shape 形式)		1 式
⑩	都市計画決定データ	データベース定義書	1 式
⑪	景観計画区域レイヤ		1 式
(4)	その他		
①	業務実施報告書		1 式
②	打合せ記録簿		1 式